

## 平成31年度5月定例委員会

○ 日時：平成31年5月24日(木) 9:00～(議事)

○ 場所：地域活力センター 1階 会議室1

山本会長

そしたらさっそくですけど5月の定例議会をはじめさせていただきたいと思  
います。本日は2つの議案とその他で各\_\_\_いただいていますので、進行審議の  
方よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは第1号議案農地法第3条許可申  
請について議題といたしたいと思ひます。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい。3ページをご覧ください。横表の方になりますが、今回●●様と●●●  
●さんの3条の申請が出ております。ちょっとこちらの方実は2件の案件は同  
じ案件でして、まとめて説明をさせていただきたいと思ひます。ページ5ペー  
ジの方の写真を見ていただきたいと思ひますが、現地の方はですね、田の境を改め  
て引き直した結果、3条それぞれの農地をそれぞれの所有者の方が交換するよ  
うな形の案件です。実はこれ●●のですね、町有地の残土場の周辺の田になりまし  
て、今回測量等は町の環境整備課の方で行いました。一番後ろに3枚のA3サイ  
ズをつけさせていただいています、1番前のやつですね。を見ていただくとわ  
かりやすいと思ひます。地番の境を今まで曲がってた部分を直線にし、それぞ  
れの飛び出た部分をお互いで交換したという形になります。その周辺の農地以外  
の土地については●●さんの方が手続等法務局にしたところ、農地も一緒に提出し  
たところ、地域の農業委員会から許可を得てないと名義を変えることはできませ  
んということで返却されたということでした。それに基づきまして一応3条の  
申請の方を出してもらおうようにして、今回2件の案件としてでているところ  
です。ページ9ページの方が●●さんの土地を●●さんの方に渡すという部分にな  
ります。図面で言う上の方の番地の方に飛び出ている部分を●●さんの方にお渡  
しするという形です。受け手の●●さんの方も●●番地以外にも農地を所有され  
ていますので、最低下限の部分には特に問題ないと思ひます。それとですね、2  
3ページの方がその反対側の●●さんの方の土地を●●芳市さんの方にお渡し  
するという部分になります。こちらの方も、●●さんの方も現状田んぼの方もこ  
の土地でやられていますので、特段10aの方の要件の所有が23aお持ちです  
ので特に問題はないかと思ひます。それぞれの調査票の方の説明をさせていただ  
きたいと思ひます。21ページの方が、●●さんの土地に係る部分になります。  
こちらの方も先ほど説明したようになんですが、すみません、これちょっと3の  
法外審査の所が間違っております。申し訳ございません。中山間直接支払制度の  
ところですが該当しないは該当しないで間違いはないのですが、備考欄の方がちよ  
っと記載が抜かっておりました。

|      |   |
|------|---|
| 事務局  | <p>すみません、この土地それぞれが中山間直接支払制度の対象農地にはなっていないので、今まではこのお互いの飛び出た部分が対象農地になっていましたが、この今回の名義の変更に伴い面積の変更等が実際には発生しております。現時点では対象農地この移動する部分については対象農地としての番地登録はないのですが、中山間直接支払制度の方で調整をして対象農地にするような形になるかと思っておりますので、そこの方は3条の許可上は問題がないのですが、中山間直接支払制度には関係してくる場所です。結果としては一応該当しないにはなるんですが、新しく番地が発生しましたので該当しないんですが、該当させていくような形に実際はなっていくと思っております。あと従事の関係も聞き取りでしていく限り水稻を毎年やられていますので、農地の維持管理という部分で継続していただけるということです。●●さまの方も調査票の方が35ページの方になりますが、こちらのページ字の方が消えてまして申し訳ないです。同じく●●さんの方も中山間直接支払制度の方も現時点では●●番地として該当はしておりますが、そちらの方は番地番号としては該当にはならないのですが今後調整してやっていくようにします。水稻の方も今年も準備もすでにされていて、現状農地維持それぞれされるということで、特段問題はないかと考えています。現地の方は高橋推進委員さんの方に確認に行ってもらいました。高橋さんにかご意見ありましたら。</p> |
| 高橋委員 | <p>5/16一緒に確認しました。ご覧のとおり毎年田んぼもお互いに作っていますし、いびつな状態でそのまま放置するよりはすっきりさせたほうがいいのではと思いますし、問題はなかろうかと思っております。以上です。</p>   |
| 事務局  | <p>ありがとうございました。事務局からの説明は以上になります。</p>  |
| 山本会長 | <p>皆さんの方からご質問・ご意見ございましたらお願いします。<br/>お互いの農地の交換じゃけ、両方が農地が増えるということにはならんと思うがやけど、●●さんも●●さんも両方とも交換した分農地が増えちゃうよね。</p>  |
| 事務局  | <p>そうですね。</p>   |
| 山本会長 | <p>これこういう計算にならんがやない？<br/>●●さんの方が多く農地を譲ってもらいたいになっちゃうけ、●●さんの方は増えるけど、●●さんは差し引いたら減らないけんわね。というのは、現状が●●さんのたとえば2378あるのに、交換したら2399に増えちゃうわね。</p>   |
| 事務局  | <p>そうですね、足し算そのままにしてしまってますね。</p>   |
| 山本会長 | <p>そうしたらの農地がどっかで増えた？</p>  |
| 事務局  | <p>全体的な農地が増えた形にはなってしまいますね。<br/>あの一応申請段階の農地減る部分は、今回申請段階では減っている事実がないので、この許可をもって減るということになりますので、その数字はここには反映されてなんですけど、全体の総括表には会長がいわれるように増減で表記という</p>   |

|      |  |
|------|--|
| 事務局  | か積載と農地台帳にはしていかないと。   |
| 山本会長 | 今持っている権利はこればあがか。で、次こればあの権利を取得するという単純計算か。   |
| 事務局  | はい。単純計算にはなります。で、今の現時点で減る許可はおりにないの、減る方については。交換なんで、どっちかがちょっと増えてちょっと減ってみたいなことになるんですけど。現状の持っている部分は許可前の部分で、増える部分も減る部分も許可後になります。最終的には当然そういわれるようにちょっと増えてちょっと減ったということになるんですけど。所有の面積も許可後でないと変更ができないという考え方になります。もちろん、ちょっと僕も今指摘されて気づいたところがあるので、総括表には。全体の農地が勝手に増える話に当然なりますので。そこはちょっと注意して。はい。   |
| 山本会長 | ほかに皆さんの方からないでしょうか。そしたら、許可されるでかまいませんでしょうか。そしたらこの件については可決で。●●君の所の前のところよ。   |
| 事務局  | そうです。これはそのワインの町有地の残土場のところがありましてその隣接地域で、●●さんの使用されてるところがちょっと町有地にかかってたりとかそういうこともあったりして、ちょっと整理をしようということで、●●さんに土地も買っていただいたりとか、そういう整備はさせていただいた。  |
| 山本会長 | これ残土してからこんなになったがやない？   |
| 事務局  | これは触ってなかったがです。残土のところを詮議する際に一緒に測量してくれという話で町の方がそういう売買のこともあるので一斉に測量して整備したんです。その時に田畑のうねりもちょっと整理させていただいて、この際にちゃんと直しましょう。ということで整備させていただいた結果で、きてる分です。   |
| 山本会長 | そしたら第2号議案の方にうつらせていただきます。<br>平成31年度の活動計画についてを議題にたいと思いますので、事務局の方からお願いします。  |
| 事務局  | はい。2号議案31年度の目標とその2つ目の活動計画ということで、すみません4月の定例会の時に提出できなかったものを今回提出させていただいております。これは農業委員会の方で計画とすみません評価の方も実際出さないといけないのですが、準備ができておらず今回出せてないのですが、計画を出させていただいております。こちらの方につきましてちょっとすみません。出させていただいている計画書と次第の方に実はちょっとその他の方で書かせていただいている「人・農地プラン実質化に向けた想定スケジュール」というのがちょっと関連しますので、まとめて説明をさせていただきたいと思います。活動計画につきましては、現状の状況等を記載させていただいて、今年度どういった活動をするのかというのを農業委員会が示すという意味で毎年公表をかけていております。 |

## 事務局

1番については数字の部分なんですけど、2番の担い手への農地集約化っていう部分38ページの方なんですけれども、こちらについてはそれぞれの農業委員会の目標・最適化推進委員さんの目標っていうのを数値化させていただいております。

あの、実際にちょっと新規の予定があるとかそういったことはないのですが、それぞれの農業委員会で0という目標ができませんので、そういったかたちで数値化を一昨年に向けた部分と同じように作らせていただいております。実はですね、計画今回1度作成させていただいたんですが、次のページの41ページの方に実は法案が審議されておまして、「人・農地プラン実質化に向けた想定スケジュール」ということで、農政担当の方で人・農地プランというのを作成させていただいております。これに基づいた形で農業委員会が実質動くという法案化が今されておまして、今まで各市町村農政の担当部署と農業委員会の担当部署がそれぞれ別行動をしていたところを農業の政策に対して農業委員会が関わっていくと。現地説明会等を開催し、やっていかないといけないという話がちょっと出ております。正直この梶原町の人・農地プランというのは9年前に作成されて、そちらの方には委員会が別途あります。ありますが、実質ほぼやれてない状況でして、人・農地プランというものの実質化という以前に、人・農地プラン事態をまともに稼働させないといけないということもあります。必ず毎年これを見直ししながらそれに合わせた、人・農地プラン自体はその地域にどういった農業者のかたがいて、その人がどういったかたちで今後計画を立てて農地を確保しながら農産物をすすめていくっていうことに関して農業委員会として、そういったことが実現化できるように地域の座談会を開いて聞き取りを徴収し、農業委員会から役場農政の方、担当のところをこういうことで困っている人たちがいるので、農業の政策をこういうふうにおすすめなさいというような提言をしていくような法案です。かたちとしては今までもそういったかたちになっていたんですけど、実質上農業委員会が人・農地プランに口を出すということは意見だけだったんですけど、今回法令化されて現実的にどこまでやれるのかっていうのは今度明文化されていくんですけどもそういう形がございます。今この第2号議案で出してもらった計画の方にもその人・農地プランのことが、まだ法案化されていないので記載をさせていただいておりません。ですので今回2号議案として提出はさせていただきましたが、この人・農地プランの方がちゃんと決まって明文化されたときに、計画の中に組み込まないといけないと考えております。実質上こういった座談会を開かないといけないとかそういったことをしなさい。ということが決まってくるので、ちょっとすみません、今回一応31年度の活動計画っていうのは公表をかけていく、法的に公表をかけていかないといけないものだというので、作成はして今回議案として提出はさせていただいたんですが、これ

|      |   |
|------|---|
|      | <p>を1度公表したうえで、今後もう一度人・農地プランの法案化、実質化の法案が決まった際に変更をかける形にするのか、その実際に決まってから計画書を公表していく形に変えるのかというのをちょっとこの委員会のなかで議論をしていただけたらというのが事務局側の意見です。来月でも一応法的にはまだ間に合う状況ではありますので。どちらがいいのかなというのを正直思っています。今の何も中身が決まっていない人・農地プランの計画を入れていない状況の計画書の公表を先にして、途中で変更案という形に変えていくのか、来月に人・農地プランのこの法案化がされたものを組み込んだものを初めて公表するのかというのをちょっとご検討いただけたらなと思っています。</p>  |
| 山本会長 | <p>法案が成立した場合にどういうことを加えていくわけ？</p>  |
| 事務局  | <p>地域活動を入れていく形になるので座談会とか、その人・農地プランの検討をしたうえで、今も座談会のはいれているんですけども、ここに人・農地プラン用の座談会とかというのを入れていくようなかたちになっては来ると思いますが。ちょっとまだそこも実は示されていないので。</p>   |
| 山本会長 | <p>それは農業委員会が座談会、それから農政担当行政もべっこにやるということか？</p>  |
| 事務局  | <p>いや、一緒にやるっていう話になると思います。ただこちらは農業委員会としての計画なので、日程としては一緒にやる形になるんですけども、実質僕一人なんで同じことではあるんですが。ただ計画上、農業委員会は農業委員会、うちはうちって別々に出していくような。</p> <p>農業委員会は公表事項なんで、公表していかないといけないですけど、うちは表にだす告示とかそういったことをすることではないので。一緒についていくってことにはなるんですけど。この計画にプラスアルファはまだしないといけない。それはもう決まっています。やらないといけないというのは決まっています。ただ現時点でないものを一回公表したうえで変更でやっていくのかその5月、一応今月中に法案化して県の方がいろいろ説明会をするようになっていますので、それをふまえたうえで来月の定例会でもう1度きれいに整えて公表していくかというのを、どっちがよろしいでしょうかというところですね。</p> |
| 山本会長 | <p>どうでしょうか？まあ僕としては今公表しちゃって、はっきりわかってから変更して。その方がすっきりするような気がする。</p>  |
| 高橋委員 | <p>見極めのところに実績をかかれてない。</p>   |
| 事務局  | <p>実質化されてない。うちだけじゃなくて全国的に形はつくっているんですけど、いろいろ計画はあるんですけども、ただそれは実質上補助金をもらうための計画でしかなくて、それに対して農業委員会さんが農業委員会としてそれに対して意見を出すっていう行為自体がなかったんですね。どの市町村に対しても。</p>  |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>農地を守るとか農地の跡継ぎを考えるとか集約化・最適化、推進委員さんが設置されて農地の集約化っていうのをやらないといけないとなりつつも、こっちではその計画を一応立ててるんですよ。5人くらい中心となる農業者の方がいらっしゃるんですけど、その方々に農地を集めましょうという計画はあるんですけど、同じことをしようとしているのに全然違う軸で別々でうごいているのでそれを農業員会がこれに対してちゃんと連携して口をだせる形にするっていうのが今回の法案なんです。今までは別に協力してやればいい話ではあるんですけど、そういうのを明文化したりとか、法令化したりとかしてなかったんで、それぞれの市町村がそれぞれで動いていたんです。こっちではこういう絵をかいているけれど農業委員会さんはそれに対して意見を出したり、それは違うんじゃないかとかいうことも言えない。いう権限がなかった。</p>   |
| 高橋委員 | <p>結局農地プランたてたけど、実際にやってるかよ、やってるんやったらその集落に公表してやりなさいっていうことやる。</p>  |
| 事務局  | <p>そうです。</p>  |
| 高橋委員 | <p>やってない確実性というかこういう工程表を作って、しっかりちょっとやりなさいというところに農業委員会が地域の話し合いに入り込んでそういう役割を果たしましょうっていうことですよ。</p>  |
| 事務局  | <p>はい。意見を聞いて集めて市町村の担当とか計画に反映させる。</p>  |
| 高橋委員 | <p>で、実効性があるように公表しましょうと。なかなか大変やね。</p>  |
| 事務局  | <p>これには先日も以前からある農地台帳平成26から農地台帳法が成立しまして、各市町村が農地台帳を保有しないといけないということでいろいろあって今、フェーズ2というものになって実用化っていうのもまた人農地プランとも連動していくような形になってますので。なかなかこう、そっちで考えた計画を農地台帳に反映して、たとえば越知面で呂弥さんとか厚志さんとかに遊休農地をやってみませんかというふうに話を持っていくようにしないといけないとか。地域によって農地の状況が葉野菜みたいにどんどん増やしていった方がいいっていうところと、ハウス等で急に農地を増やしたところでできるかできんかという部分もあるので、それは現地にあった形の計画をたててかないといけないんですけど、全国で法律と最適化推進委員さんの役割っていう部分は一応そういうかたちになっているので、そういうことを議論するようにしないといけないっていうのが今回の全体的な法律の絵ですね。机上の話ではあるんですけど。</p> |
| 高橋委員 | <p>集落営農化に向けた何か、やれるように。</p>  |
| 事務局  | <p>営農組織もそうです。市町村の担当レベルで言うと、ここの農業委員さんの中で農地の地べたのほうの話っていうのは当然今までの経緯もありますので3条</p>   |

だったり4条だったり5条だったりということもあるんですけど。地べただけじゃない、農産品とかの荒廃農地を守るっていうこともあるんですけど、そこでじゃあ畑かしていくのかとかいうのが人農地プランの中にあるんですけど、そういったことも農業委員会さんからは意見をもらうようなかたちに今後なっていくっていうことですね。どちらかというとなんか本当に農業委員会さんの方は土地の話ばかりになってたっていうのが他の市町村も多いんですけど、そこに農業の方の産品の方の議論も入ってくるっていうのが簡単に説明してしまうとそういうイメージです。当然農業委員会が主導的にそれをやるっていうことではなくて、役場のそういう政策に対して農業委員会が土地だけではなく上の作物についてもこうした方が集まりやすいとか、後継者に集まりやすいとか、そういう意見だしをしていくようなイメージになります。

全国の農業会議とかの方は、割とこうこれからどんどん農業委員会さんが地域の農業政策に対して意見をだしてほしいっていう感じを持って今話をされています。突然ではないんですけど2年くらい前から話がありました、ちょっと最適化推進委員さんの設置を検討されているなかでは実際にそういう話はどうもあったようです。それが現実化されてなくてあと中間管理機構という国の農地を貸し借りをお手伝いする組織っていうのが5年前に設立されて、この5年間たって今いろいろ見直しとか検討とかされてるんですけども、そこが最適化推進委員さんと連動してないとかそういった農業の組織いっぱいあるので、その横のつながりが全然ないっていうのが一番大きな問題にどうもなっているようなので。そこをこうくっつけていくっていうのを全国の農業会議さんとかが考えて法案化していているっていうのが現状ですね。以前事務局長の方が今回この委員メンバーを決める、決めさせていただくときにも議論になった最適化推進委員さんの是非とかみたいなことを言われているときには、梶原町としては誰かこうやる人に農地を全部集約化するっていうのは、お年寄りから農地を奪い取るみたいな話になりかねないので、梶原町としてこの制度がいいのか悪いのかっていう議論が実際あったんですけど。その作物の種類とかのこともあるので。現状この2年足らず今後中山間直接支払制度の今説明会をはじめさせていただいてるんですけども、そこでやめていくとかいう話がどんどん出ていく中で、農業委員会としてそのやめていく人の後をどうするのかとかいうことを集約していくのが最適化推進委員さんの役割でもあるので、地域に入って話を聞いてその人・農地プランに連動させていくっていうのが1つの役割にもなっていくと今言われています。どうしたいかっていうのもちょっと聞き取れてないっていうのもあるので、そういったかたちをとっていかないといけないのかなとは思っています。集めるという結果だけではなくて実際にもうできないよっていう声を集めることも1つ必要だとは思っています。それを農業委員会が役割としてやりなさいというふうな形

|      |   |
|------|---|
|      | にはなっていっています。  |
| 山本会長 | 今後の動きはわかりました。   |
| 事務局  | 今回は一応計画、一度今までの様式での計画を公表したうえでっていう。   |
| 山本会長 | <p>で、もとに戻して毎年計画書を6月のはじめに各計画を公表しないといけないようですが、今の話ではまず、今までの決まりでの範囲での活動計画をいったん公表して行って、次法律が通ると新しい計画を付け加えないといけない部分があるようです。それがはっきりしてから次の6月定例会で検討して公表するのがいいのか、1回公表しておいて追加開催するのか、それとも最終的に6月に1回きりがいいか、どちらがいいかなという話です。</p> <p>6月っていうたら難しいかもしれんけど、これの追加だけよね。</p> <p>事務局のほうが大変になる。</p> |
| 事務局  | いや、それはかまんがです。ただ、正直なことを申し上げると6月に定例会に間に合わない可能性が。法案の関係があって。今の計画を承認していただいて1度公表しておいて変更をかけるということ自体、でもいいと僕は思うんですけども一応そういうことの動きもあるので一緒にご説明させていただきたかったっていうのもあって議論はしてもらいたかったんですけども。今のまま公表して変更をかけるっていうことでも全然大丈夫です。   |
| 山本会長 | 法案は絶対通るのか。  |
| 事務局  | 法案は通るんですけども日程が決まってないというのはありまして。県も国もばたばたはされています。   |
| 山本会長 | 国とか県ははしりながらでも変えていくけんね。  |
| 高橋委員 | 実質計画はいつまでにださないかんが？  |
| 事務局  | 一応6月末までに。公表という形をとっていくというかたちで。   |
| 山本会長 | 今の計画がOKだったらそれを公表せずにおいちょいて、6月にもしなければそのまま公表できるし、追加せないかんかったらその点を追加して公表っていうこともできるってことか。   |
| 事務局  | できます。   |
| 山本会長 | どっちがいいろですかね？今の計画を見てもらってOKだったらおいちょくかよ。   |
| 事務局  | おいちょってもらって、くっつけて6月でぱっと。   |
| 山本会長 | それかもし追加が6月にできんかったらそのまま公表できらね。   |
| 事務局  | はい。検討していただきたい内容の部分は、大きく人・農地プランの方に関係もしてくるので記載をしてなかったところがあるんですけど、遊休農地に関する措置という英文字の4番です。39ページの方なんですけども。活動計画の中の地域の利用意向調査っていうのがありまして、今農地パトロールの後にアンケートをとったりする部分なんですけども。ここが人・農地プランと連携してくる可能  |

|      |  |
|------|--|
| 事務局  | 性があるので、実質何月っていうのをいれさせてもらってなかったっていうのは一応数字的なところですよ。これも言われるようにそっちがでないとわからないっていうのもありますので。  |
| 山本会長 | この〇月のところ。これについては6月の定例会でもかまわんわね。その他については一応農地利用状況調査を。今までと一緒よね。例年とあんまり変わってない話よね。  |
| 事務局  | 中身自体は変わってないです。   |
| 高橋委員 | 係長、37ページ一番下の※現在の体制を記載することとし、旧・新しいずれかの記載事項は削除と。   |
| 事務局  | <p>ああすみません。これ旧の体制はいらないっていうことで。すみません、そのまま残してしまっていました。必要と勘違いしてました。37ページの2の体制の部分の旧制度に係る農業委員会の表については、まるまる削除いたします。旧がいらんということか。去年はこれそのまま公表してました。</p> <p>会長の方からお話をさきほどいただきましたので、すみませんこれ事前にみなさんにお手元にちょっと公表、お渡ししてないものだったので、もしあれでしたら6月定例会までにみていただいて直したりとか、これどうなのと疑問とかいただければそれまでに直してやるという方法もあるのかなと。6月に一度で説明・公表していくということであればちょっと数字的なものとか文言等巡回をすることかということがほぼほぼ、今迄通りしてますのでちょっと考え方を変えた方がいいんじゃないかとかいうこともあるかと思えます。</p> <p>以前に会長からも座談会を開きたいとお話をいただいていたのですが、ちょっと現実化実際してないので。それを実際必ずするよというような明言をいれてくということも計画なので。</p> |
| 山本会長 | <p>そしたらですね6月の定例会で最終的にいれたいと思いますので、現時点で事務局の方々に計画についてそれまでにみていただいて。ここはやっぱり協議したらとか間違っている文言とかチェックをしたいと思いますので。そして方法がはっきりすればいろいろと追加せんでいけかということがでてくると思えます。</p> <p>ほんで7・8・9でここまでやらないといかんかな。かなりのハードスケジュールになる気はしますけど。ここの辺は町としてはどうなが。僕が一番最初に言うたが、国の補助金の関係や基本的農地プランやらないかんけって感じだろうと思うがよね。国の考えはちょっと違うわね。</p>   |
| 事務局  | 町としての考え方はまだ多分そこまで議論されてない。  |
| 山本会長 | 本来は梶原町の農地をどういうふうにしていって、どう支援をこれからしていくかっていうのがあって、国に基づいていくのか、さっきいったように梶原町は高齢者が楽しんでやりゆうところがあって、大規模な北海道とか東北とは違う部分はあるはね。特に四国はね。そこなへんは・・・   |

事務局

ちょっと現状っていうのは今回、農業委員会とはちょっと違う部分なんですけど町長との座談を設ける機会を11月くらいから3回くらいやってまして、農地の維持管理の問題、相続の問題等とか、今概ねやられている厚志さんとか呂弥さんのように園芸品をメインにやられているだいたい概ね35名くらいの方とそれ以外の楽しみ、福祉じゃないけど元気にやっという人たちとの政策の考え方はわからないといけないんじゃないかというのはずっと提案・議論はさせていただいています。ただ結論はちょっとまだいただいてないのと、自分の方でもまだ課内で何をじゃあ具体的にするのかってところは明確にはなっていません。

で、1つの支援方法としてあるのが中山間直接支払制度ということでずっとここまでやらせていただいて、メインでやられている方ではない、農地を維持管理されてやっという方が支援対象になるという部分で、そこを対象にしてるんですけども、こちらの方も制度の見直し等があって、正直100%今後利用ができるかどうかっていうのが難しくなっていますので、町としてどうするのかっていうのはまだちょっとはつきり明確にはなってないですね。

特にこの中山間直接支払制度については近隣市町村とのどういう状況でやられているのかっていうのはこの半年ぐらい調査させていただいて、聞き取り調査もさせていただいてやっていますけど、ちょっと梶原町は変則的にだいぶやっていたので、その辺はちょっと整理していかんといかんという話にはなっています。一応地域の説明会を先日松原でさせていただいたんですけども。中土佐と話させてもらいました。中土佐は農業規模はうちよりもずっと大きいんですけども、中山間直接支払制度の協定っていうのをやっています。うちは区が頭になりますので6協定なんですけども、中土佐町は28協定。で、ただ対象者は200人程度、1協定はだいたい10人未満程度。梶原でいう部落のサイズが1協定くらい。梶原町は区っていうまとまりで協定を組んでしまいましたので、それに下に各部落集落だいたい600人ちょっとです。金額的にもうちが3倍くらい多い状況。実質上その中身の運営、対象農地っていうのは、小さな農地を守っていただいている方が対象農地になっているという状況ですけれども、名義の部分につきましては中土佐町はほぼほぼ一致している状況です。若干数名いらっしゃるといっことは聞いていますけれども。うちは1/3ぐらいまずい状況です。名義・相続等が。ここについては3月に、県・国等からはちょっと指導が入ってまして、4期についてはもう今動かせないのでもやりますけども5期については今地域説明会で名義等農業委員会等を通していない対象者についてはお支払できませんというのは説明して回るようにはしています。本来中山間直接支払制度の農地の維持管理っていう部分については当然今まで役場指導は農地を耕し、耕作してもらって、少なくともできなければ草刈り等の農地として戻せる状況を維持してくださいと指導はしてきたんですけども。実際は農地を永続的に使えるように名義・

|                    |  |
|--------------------|--|
|                    | <p>相続等をし、農業委員会を利用した賃借をしたうえで農地を耕作しているという前提にあるので、その前提部分を飛ばしてしまっているというのが現状です。当然いままで農業委員会を通していないという闇耕作に対して国費が入ってきよったってことになるので、そこは是正していかないといけないのかと。というかもうどうしようもないですね、なんとかうちらでできるという話じゃないし、かたや農業員会の 3 条の審議をみなさんにさせていただいているのかたやしなくてもお金がもらえているという制度になっているということはおかしいってというのはこの 2 年くらいで思っていたので確認したところ、国からするとそんなことは前提でないでしょうと。ちなみに四万十町さんにも若干そういうさいはあるというのは聞いてますけど、あそこもそうとう大きいですけども、協定数の数も多いのでうちほど 1 協定の中に何百人もいるようなことはないので、整理はまだできるのかなと。津野町さんも、協定数は 48 とすごい大きい数字なんですけども、まあうちの部落単位くらいなのと個人協定が多いので、個人協定っていうのは認定農業者であるとかしぼりが、土地の所有が前提であるので、そもそもそのさいが起きることがあまりない制度のほうを利用されているので。</p> <p>南国市さんとかは平地が多いので中山間のいわゆる急傾斜地とか少ないんですけど、南国市の担当者さんとお話したところそんなことは絶対やってないということで。そこが 1 番最初の審議の部分になるのでといわれています。ちょっとうちとしては 5 期からの話を整理していきたいなど。少なくとも松原での話では農業委員会の審議をいただく利用権の設定とかそういったもので整理して継続したいという方はいらっしゃるということなので、農業委員会で図るようにはいきと思いますし、この件は副町長、町長にお伝えしてですね、今後農業委員会に中山間直接支払制度の</p> |
| <p><b>山本会長</b></p> | <p>というかみなさんにこれから指導がはいるという話？</p>  |
| <p><b>事務局</b></p>  | <p>農地の農業委員会としての利用権・所有権の農地法の部分を無視して補助金をもらってみたいな話になるので、農業委員会の事務局に関してはこういったこともふまえて人を付けてくれという話はさいさい言っております。口頭ではなく書面で提出もしています。ここはちゃんとしないと。あげたくないということではなく、相続とかをちゃんとしていかないと、今回も最適化推進委員さんの集約をしていくとか、中間管理機構に預けてだれかに貸し借りするとかいろんな制度が利用できない状態になっています。当然この中山間も利用できなかったはずなんです。本来は、で、逆に言うところの中山間をもらうがために名前をちゃんとやっちゃかないかとか農業委員会にだしちよかないかとかということがあれば、逆に維持がちゃんとできてはずなんですけども、それを飛ばしてしまった結果ちょっとそれが逆に相続しなくてもお金もらえるじゃんというのが蔓延していったのかなどというのがあるので、そこは整理をして今ちゃんとした。</p>  |

|      |   |
|------|---|
| 山本会長 | 最初の説明がちゃんとされていないということよね。  |
|      | <p>そうですね。県の方からも会検も何回かは受けてますので、その中でお金の使い方としては間違っているということではないということなので、そこら辺はどこまで解釈でぬかれるのかなというのはあるのですけれども。</p> <p>ちょっと最近特に一番多いのは相続の問題というよりも、農地ができなくなったというご老人のところを誰かが助けてあげているのに、状況を助けてる方がお金がもらえるような制度になっていた。梶原町の制度として。そこを本来すべきなのは3条、3条まで行かなくても利用権の設定とか、農業委員会の中でその人に名前を付与すればその人が当然もらえるようになるので、そういったことをちゃんと利用して農業委員会を活用して下さいというのは復旧していく必要があると思います。</p> <p>前提は土地なんですけども。当然利用権の設定とか3条で無償でもいいのでお互いが納得してこういう書類がちゃんとでて、この人にこの土地はお任せします。貸しますとか、今地域で作らないといけない集落営農組織ですね、越知面とかで作っていただいている。あの組織が請け負いますっていう利用権の設定がこの農業委員会で認めたらそこにお金がちゃんと渡せるようになるので、公として。そういうものを農業委員会として手続きをしてくださいというのを復旧していくっていうのも計画の中に入れないといけない。</p> |
| 山本会長 | <p>そうなるも農業委員会としては農家台帳と農地台帳が大事と。そこをきちっとしてなかったら。それはどこでつづりゆうが？</p>   |
| 事務局  | <p>今週の火曜日に農家台帳の関係の研修があつて私がいかけせてもらって、今Web型といって、うちがデータをもっているのではなくて全国のデータサーバーにアクセスしてやるようにしていて、一応今基本データは作って持てるようになって。本当は今日のこの議題もそれで作ろうと思ったんですけど、今回分筆されているので、元データがちょっとないっていうのがあつて今回作れなかったんですけど。一応それを活用できるような状況に今何とかしています。できれば来月とかこの議題とかこういうものも全部農地台帳からデータ引っ張ってきて全部つくれるシステム化してますので、それをできるだけ使って更新も自身のデータも。</p>   |
| 山本会長 | <p>例えば農業委員会と推進員さんが回りゆう時に、この番号はどうや？って聞かれたときに、農業員会委員さんだけ個人情報がつかえるものが、事務局がずっと「ああそれは農地よ」とか「いやこれはもう何年前に非農地になっちゅう。」とか言う状況にしてもらっちゃかんと本来は毎年チェックしゆう意味もないし、今いいゆう推進していくためにも各地域に行ったときにあなたのところはこうなっちゅうっていうのをうちの台帳がしっかりないと話をすすめるににくいなっていう気はするわね。</p>  |

|      |   |
|------|---|
| 事務局  | <p>おおもとの台帳整理とうちの航空写真データとかですね。そういったもので農業委員さんとかからそういった意見が出たときにすぐにもちだしができるタブレット等、林業と一緒に連携して使うようにしているんですけど、そういうのもしていこうと。現地に行って地図開いてやってみよったら、もうちょっとこっちの方見たかったってなったらまた地図もってこないといかんで、それが誰が所有者で地目とっていうのを持ち出しができるものをちょっと整理をして、この台帳だけじゃなくて現場でも使えるようなものをということで今予算をつけてもらったので。現地ですぐにやれるようにとは思っています。</p>  |
| 山本会長 | <p>それも使うものがわからなかったらいかんきね。もとのデータがしっかりしてなかったら話にならんきね。元のデータはやっぱり早目にしてもろうちよったらみんなが無理せんでいい。</p>  |
| 事務局  | <p>ちなみに予算の方で農振農用地の方も整理するように今準備しています。2年計画でやるようにしています。</p>  |
| 山本会長 | <p>大変やな。</p>  |
| 事務局  | <p>大変なんです。ぜひ農業委員会からも声を大にしていってください。人を減らすなど。なんとか。その言葉は農地のこと、農業委員会のことは当然内部なのでこうしたい、ああしたいという話はさせてもらって提案はさせていただくようにしています。昔のことをどうこういってもしょうがないので、今後ちゃんと整理を。</p>  |
| 山本会長 | <p>過去のことをいったてなにもならん。農業委員会っていうのは昔は選挙で選ばれた。っていうことは議会と同じながよね。っていうことは議事録を残していかならん。本来は。ここで議決されたらままだと。_____にもっていかなんと恰好がつかん。議決されたやつは全部ないといかん。それが本来なら大事なことやき。それがどうなるかってことよね。要するに議事録と決裁が残ってないと。うやむやになるし。当然ふせてもええものもあるがやけど、議会は永遠に残しゆうきね。なんかあった時にこういうふうには決断しちゆうよっていう証拠になるきね。今は町長から委任になっちゅけど、前は選挙やったきね。議会と同等やきね。そこら辺がどうもうやむやになっちゅ。そこら辺をきちっとしてもろうちよかんと。で書記をつけてくれっていう。話ながやけど。</p> |
| 事務局  | <p>農業委員会の認知度と地位の向上っていうのは当然必要なことなんで。</p>   |
| 山本会長 | <p>中山間はおかしいところは直していかなんと結局は自分らにはなかえってくるようになし、せっかくこっちに払ったのがもし返せっていうことになったら。そうならんようにね。他になにかありませんでしょうか。</p>   |
| 事務局  | <p>最後に農業会議さんからのスケジュールをいただいております、研修会のスケジュールなのでこういったかたちで月にいろいろあります。谷川さん特に女性委員の方が6月19日の総会の案内きてました？まだきてないです？</p>  |

|      |  |
|------|--|
| 事務局  | ちょっと女性委員が何回かありますので、またむこうの県の農業会議さんとスケジュールを合わせて、できる限り同行できるようにしたいと思います。   |
| 事務局  | 会長の方には直接いってるんですかね。   |
| 山本会長 | まだ、話は聞いちゃうが。   |
| 事務局  | 案内がまた行くかと思imasuので。この中で参加されたいということがありましたら声をかけてもらえたら、役場の方で車も用意します。若干の旅費も持っています。一応中四国のブロック会がもう 11 月 21・22 日で決まっているようです。他の委員さんぜひ検討を。予算はとってますので。広島。   |
| 谷川委員 | これいくとしたら交通はなにに？  |
| 事務局  | 役場の車になります。広島やったら 5 時間くらい。多分会自体もお昼から。   |
| 山本会長 | ずっと陸路を走るか、フェリーか。松山からフェリーか。高速で行くよりは早いわね。  |
| 事務局  | 早いですが、旅費の問題があるので・・・利用料とか、高速代と船は別で予算をくむので。旅費の中で払えんがですよ。それは後でちょっと。うちの話なので。農業会議さんがバスをだすとかいう話になれば、そちらに便乗するようになると思うので。前回山口のとき。  |
| 谷川委員 | 早朝の 4 時とかに（出発した）   |
| 事務局  | 多分前入りせんと大変なので、20 日出発の 2 泊とかになると思います。ちょっと近づいてきたらスケジュール出るかと思imasu。次回は事務局の方の話なんですけど、今ちょっと非農地証明願いとかが 3 条とか、3 件くらい相談件がありまして、ちょっと今回の農業委員会に間に合わないということで話を保留にして、6 月にまわしてます。その関係で書類が整理できていないので、多分 10 日の週くらいに現地確認を。今きているのは西区が何件かです。それをやったうえでなので、できればこの週くらいの日程で。後半くらいでまたお願いしたいなど。 |
| 委員   | 法制化のこともあったら遅いほうがいいわね。  |
| 事務局  | うちとしてはそうですね。どの日程で法制化の話はされるのかなど。今回は国の人も来るので、各市町村 1 名岡山までついてきてくれといわれているので。   |
| 山本会長 | 19か20か27か28か   |
| 事務局  | 時間帯が 9 時からとかでしたら、この後に行くっていうのも手ありますので 19 日にやって、後から女性委員会の方に。事務局的には 25 日でもかまいません。自分と課長にでももらったら農業委員会自体はいけます。谷川さんは 19 日 1 日大丈夫ですか。その日になると女性委員の話も出てきます。  |
| 谷川委員 | 帰りおそくなります？   |
| 事務局  | 多分 19 時。まる 1 日拘束されるので。   |

|           |  |
|-----------|--|
| 谷川委員      | 始まりをちょっと遅めにしてもらったらなんとかなるかな。<br>9時なら大丈夫。  |
| 山本会長      | 議題はどればあるかよね。   |
| 事務局       | 相談案件は3件。非農地証明・3条もあります。今まだでてないぶんで●●の<br>非農地とかもあるので。   |
| 山本会長      | 事務局からしてちょっとやっかいやなっというのとは。  |
| 事務局       | やっかいなのはいいですね。ちょっと1件非農地証明は委員さんにみてもら<br>って判断せないかんかなというところはありますけど。そこまで急いでもない<br>ので。あと3条のところとか、今田んぼのどこを田んぼで引き受けたいてい<br>うところは特に問題もないので。4条の話もたぶん来月には出てこんと思いま<br>すので。 |
| 委員        | 28日はおそすぎですか？   |
| 事務局       | 28日やったらぎりぎり相談も拾えるので。   |
| 山本会長      | 28日にここできめて公表でもかまん？   |
| 事務局       | うちがやっているのはHPにアップして一応ここで閲覧ができるようにするっ<br>ていう。どちらかというとも県とか国はHPにアップしてくれっていう話。  |
| 山本会長      | 別に県とか国に届かないかんとかいう話ではない？  |
| 事務局       | 届くのも日付だけいけば、事前に内容は終わって。そこまで厳しくはないで<br>すがやらないといけないというのは再々いわれています。   |
| 山本会長      | 28日にする？  |
| 事務局       | 28日、時間は9時からでかまいませんか？   |
| 山本会長      | 次回は月末になりますけれども28日（金）9時から。<br>今日他になれば定例委員会は終わりたいと思います。  |
| 議 事 進 行 役 |  |
|           | 会 長： 山本 正澄   |
| 署 名 議 員   | 委 員： 森田 呂弥   |
|           | 委 員： 谷川 恵美   |